

やまぐちで教員になる力を培う「教育実習指定校制度」Q & A

Q 1 教育実習指定校制度の目的は何ですか？

教員志願者の皆さんにとっては・・・

学校を取り巻く環境が大きく変化しており、新任の教員に対する期待も大きくなっています。こうした中、山口県公立学校の教員をめざす皆さんが、教育実習の期間にしっかりと力を身に付け、自信をもって教壇に立つことができるよう実施するものです。

特に高等学校の教員志願者にとっては・・・

高等学校の教員をめざす学生は、出身高校での教育実習を希望することが多いのですが、高校は普通科だけではなく、商業、工業等の専門高校や総合学科高校等、特色をもった学校が多く、教員になればこうした学校の教壇に立つこともあります。

自分の出身高校とは異なる規模、異なる学科を有する高校での教育実習は、多様な生徒の実態に触れることができ、将来、生徒の視点に立った授業を創り出す力となるはずです。

また、指定校では、受入人数を調整して実施しますので、教育実習生一人ひとりが充実した教育実習を行うことが可能となります。

指定校にとっては・・・

教職に対する夢と意欲にあふれる皆さんが一生懸命教育実習に取り組む姿は、生徒はもとより学校の活性化につながります。

教育委員会にとっては・・・

今後、これまで学校の中核を担っていたベテランの教員が大量に退職していく中、子どもたちへの教育を充実させるため、実践的な指導力を有する優秀な若い教員を育成し、採用することが急務になっています。

Q 2 県外出身者なのですが、制度を利用できますか？

山口県公立学校の教員になりたいという強い意志を有し、在籍する大学等からの承認を得られる方、本制度の趣旨を理解している方であれば、制度を利用できます。県教育委員会では、山口県の優れた教育風土の中で、すばらしい教員になるお手伝いをしたいと考えています。指定校での教育実習を通して、本県教育のすばらしさを感じ、本県の教員になっていただければ、これに勝る喜びはありません。

Q3 指定校にはどのような学校がありますか？

令和8年度は、次の高等学校18校及び中等教育学校1校を指定校として実施します。

- ・ 山口県立岩国総合高等学校（岩国市）
- ・ 山口県立岩国工業高等学校（岩国市）
- ・ 山口県立柳井商工高等学校（柳井市）
- ・ 山口県立田布施農工高等学校（熊毛郡田布施町）
- ・ 山口県立光高等学校（光市）
- ・ 山口県立下松工業高等学校（下松市）
- ・ 山口県立徳山商工高等学校（周南市）
- ・ 山口県立南陽工業高等学校（周南市）
- ・ 山口県立防府西高等学校（防府市）
- ・ 山口県立防府商工高等学校（防府市）
- ・ 山口県立山口農業高等学校（山口市）
- ・ 山口県立宇部商業高等学校（宇部市）
- ・ 山口県立宇部工業高等学校（宇部市）
- ・ 山口県立小野田工業高等学校（山陽小野田市）
- ・ 山口県立長府高等学校（下関市）
- ・ 山口県立下関工科高等学校（下関市）
- ・ 山口県立大津緑洋高等学校（長門市）
- ・ 山口県立萩商工高等学校（萩市）
- ・ 山口県立下関中等教育学校（下関市）

Q4 指定校では、どのような教育実習が受けられるのですか？

指定校では、通常の実習に加えて県教育委員会と連携しながら、学校の特色を生かした効果的な教育実習を実施します。

※ 各指定校の特色等については、各学校のWebページをご覧ください。

Q5 実施時期はいつですか？

教育実習指定校における教育実習の実施時期は、原則として5月又は6月です。実施校により実施時期が異なる場合があります。

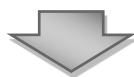
Q6 指定校以外では教育実習が受けられなくなるのですか？

これまでと同様に、県内の公立学校で教育実習を受けることもできます。

Q7 申込から実施までの流れについて教えてください

教育実習を実施する年度の前年度に次の手順をとることになります。

①教育実習指定校の確認と必要書類の入手	教育実習指定校を確認するとともに必要書類を入手する。 [必要書類] ▽実施要項及びQ & A ▽申込書（様式） [入手方法] 山口県教育庁教職員課Webページからのダウンロード 山口県教育庁教職員課で受け取り
②申込書の提出	山口県教育庁教職員課に次の書類を提出する。 [受付期間] 令和7年6月9日（月）～9月5日（金） ※ あらかじめ定めた受入人数を超えた場合は受付期間中であっても締め切ることがあるのでご注意ください。 ※ <u>申込みに際しては、在学する大学の指導教員又は就職担当課職員等による確認が必要です。</u> [提出書類] ▽申込書（様式）
③実施の可否の連絡 (県教育委員会が申込書を受理した日から2週間程度)	山口県教育庁教職員課は指定校と調整の上、実習希望者に指定校における教育実習の実施の可否及び実施校名、実施校担当者を連絡する。



在籍する大学等が定める教育実習の実施に係る手続



教育実習の実施（原則として令和8年5月又は6月）

問い合わせ先	山口県教育庁教職員課人事企画班
書類の提出先	〒753-8501 山口県滝町1-1 ※提出方法は郵送、持参、E-mail、fax E-mail : a50200@pref.yamaguchi.lg.jp tel : 083-933-4550 fax : 083-933-4559